

特別会計・企業会計・財産区特別会計予算の概要

【特別会計予算の概要】

会 計 名	平成 26 年度予算額	平成 25 年度予算額	増減
国民健康保険事業	10,070,138千円	9,847,586千円	2.3%
事業勘定	9,917,985千円	9,686,982千円	2.4%
診療所費	152,153千円	160,604千円	△5.3%
住宅新築資金等貸付	25,017千円	30,503千円	△18.0%
駐 車 場 事 業	39,031千円	41,256千円	△5.4%
介護保険事業	9,399,268千円	9,050,234千円	3.9%
農業集落排水事業	975,410千円	2,646,689千円	△63.1%
公共下水道事業	841,364千円	792,695千円	6.1%
浄化槽事業	22,575千円	22,305千円	1.2%
サービスエリア	13,464千円	14,439千円	△6.8%
市街地再開発事業	0千円	11,368千円	皆減
後期高齢者医療	1,081,823千円	979,687千円	10.4%
合 計	22,468,090千円	23,436,762千円	△4.1%

<国民健康保険事業>

国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っています。国民健康保険税や国庫支出金などにより運営しています。

また、医療機関の不十分な地域住民の健康保持のため山田診療所・阿波診療所・霧生診療所を設置しています。

<住宅新築資金等貸付>

同和地区の環境整備改善を図るため、同地区住民の住宅の新築などに必要な資金の貸付事業を行ってきました。現在では貸付は終了し、返済業務と資金貸付の原資として市が借り入れた市債の償還を行っていますが、償還金額が年々減少しているほか、事務経費の削減を進めたことで、規模は昨年度に比べ18.0%の減となっています。

<駐車場事業>

市が設置した8か所の有料駐車場の円滑な運営と管理を行っています。

<介護保険事業>

介護保険法に基づき、要介護認定を受けた方に対して、さまざまな介護サービスに関する給付を行っています。

また、平成18年度から地域包括支援センターを設け、介護予防に関する事業も行っています。さらに、平成26年度からはセンターを3カ所に増設し、相談窓口の充実を図ります。これらは、主に介護保険料と国庫負担金により運営しています。

<農業集落排水事業>

農業用排水及び公共用水域の水質保全、農業集落の生活環境改善を図るため、し尿及び生活雑排水の処理にかかる集落排水施設の整備及び維持管理を行っています。

<公共下水道事業>

地域の公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備や終末処理場の維持管理を行っています。主に市街地の下水を排除・処理する「公共下水道」と、市街地以外の下水を排除・処理する「特定環境保全公共下水道」があります。

<浄化槽事業>

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、青山地区で浄化槽市町村整備推進事業により公共設置された合併処理浄化槽について、管理者である市が保守点検などの維持管理を行っています。

<サービスエリア>

名阪国道を利用する人々の利便性の向上と、地域の特産物などを含む商工観光を広く啓発するため、名阪国道下り線に設置された伊賀サービスエリアの管理・運営を行っています。

サービスエリア内の食堂及び売店などの営業を委託した民間事業者より売上げの一定比率を収入とし、サービスエリアの維持管理費に充てています。

<市街地再開発事業>

都市再開発法に基づき市が施行する市街地再開発事業が平成 25 年度で完了し、平成 26 年 3 月 31 日付けで市街地再開発事業特別会計を廃止するため、皆減となっています。

<後期高齢者医療>

75 歳以上（65 歳以上で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた者を含む。）の後期高齢医療被保険者の疾病又は負傷に対して必要な医療給付などを実施するための特別会計です。

被保険者から保険料徴収、資格給付関係の申請・届出の受付、交付等の窓口業務などを行い、三重県後期高齢者医療広域連合に対し納付金を支払い、医療給付などの事務を県下で一元化し運営しています。

【企業会計予算の概要】

会 計 名	平成 26 年度予算額	平成 25 年度予算額	増減
病院事業	4, 5 4 7, 2 9 3 千円	4, 2 9 3, 0 9 5 千円	5. 9 %
収益的支出	4, 1 2 0, 9 5 3 千円	3, 8 3 6, 9 2 2 千円	7. 4 %
資本的支出	4 2 6, 3 4 0 千円	4 5 6, 1 7 3 千円	△6. 5 %
水道事業	5, 6 0 7, 2 7 5 千円	5, 0 5 1, 6 4 3 千円	1 1. 0 %
収益的支出	3, 2 1 6, 4 8 2 千円	2, 7 3 6, 0 1 2 千円	1 7. 6 %
資本的支出	2, 3 9 0, 7 9 3 千円	2, 3 1 5, 6 3 1 千円	3. 2 %
合 計	1 0, 1 5 4, 5 6 8 千円	9, 3 4 4, 7 3 8 千円	8. 7 %

<病院事業>

伊賀市立上野総合市民病院を開設し、伊賀市の総合病院として市民の健康保持に必要な医療を提供しています。

収益的支出の主な内容は、医師、看護師などの給与費や医療にかかる材料費、病院管理経費などがあります。本年度は、任意であった各種引当金の計上が義務化されるなどしたため、7.4%の増となります。

資本的支出の主な内容は、医療器械の購入費と企業債の償還金があります。

<水道事業>

安全で安心な水道水の安定供給を行うため、浄水施設の維持管理及び整備、老朽水道管の更新、未給水区域への水道整備を行っています。

収益的支出の主な内容は、浄水場の運転及び維持管理にかかる費用や人件費、企業債の支払利息などがあります。本年度は、公営企業会計制度改正により減価償却費などが前年より増えるなどしたため、17.6%の増となります。

資本的支出の主な内容は、配水管更新や浄水施設整備、水道拡張などの建設改良費と企業債の元金償還金があります。

【企業会計について】

地方公共団体が経営する水道事業及び病院事業は、地方公営企業法に基づき、経理の方法を企業会計により処理しています。一般会計やその他の特別会計とは異なり、当該年度の営業に関する収支（水道料金、診療報酬、人件費、物件費、材料費など）を「収益的収支」、投資的な収支（企業債、出資金、国庫補助金、建設改良費、企業債償還金など）を「資本的収支」として、2本立ての予算が組まれています。

また、地方公営企業会計制度について、昭和41年以来、約47年ぶりに大幅な改正が行われ、本年度の予算から新会計基準に移行されたため、退職給付引当金等の各種引当金の計上、キャッシュ・フロー計算書の導入などの見直しが行われています。

【財産区特別会計予算の概要】

会 計 名	平成 26 年度予算額	平成 25 年度予算額	増減
島ヶ原財産区	27,867千円	27,877千円	0.0%
大山田財産区	24,553千円	15,794千円	55.5%
合 計	52,420千円	43,671千円	20.0%

＜島ヶ原財産区＞

島ヶ原財産区は、旧島ヶ原村が過去の災害を教訓として保全してきた山林などの管理造成のために設置されています。主にゴルフ場への土地貸付収入により運営しています。

財産区が所有する山林などは合計で約 410ha あり、保安林 216ha、山林 91ha、雑種地など 103ha で構成されています。

＜大山田財産区＞

大山田財産区は、旧大山田村の住民を中心に保全、継承してきた山林などの管理造成を行うため設置されています。主に土地貸付収入と独立行政法人「森林総合研究所」からの水源林造成事業の受託事業収入により運営します。

財産区が所有する山林などは合計で約 191ha あり、保安林 118ha、山林 49ha、原野 24ha で構成されています。

【財産区について】

財産区は地方自治法により法人格が認められた「特別地方公共団体」です。財産区の権限は、財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に限られ、市のように広範囲で事務を処理することはできないとされています。また、市町村などは財産区の経費について会計を仕訳けする必要があります。

島ヶ原及び大山田財産区においては財産区の執行機関は市であり、議決機関は市議会ですが、財産の管理又は処分に関する事項については、条例に基づき設置された「管理会」の同意を得る必要があります。